

建物を新たに使用する前に 届出が必要です!!

※建物の一部を新たに使用する場合も必要です。



建物の使用状況を消防機関が把握し
届出内容、消防用設備等の設置状況
等を事前に審査、検査することによ
り、関係者も利用者も建物を安全に
利用することができます。

提出する書類は?

防火対象物使用開始届出書(案内図・平面図・消防用設備等の設計図書を添付)
※工事の内容により消防用設備等を変更する場合は、工事整備対象設備等着工
届書や消防用設備等設置届出書が必要となる場合があります。

提出する日は?

- 防火対象物使用開始届出書は、事業主が建物の使用を開始する7日前までに。
- 工事整備対象設備等着工届書は消防設備士が工事を始める10日前までに。
- 消防用設備等設置届出書は事業主が設置後4日以内に予防課へ提出して下さい。

改装した時も必要?

店舗等の修繕、模様替え、間仕切等の変更により消防用設備等を変更する場合は
事前に予防課へ相談して下さい。

出入口を改修したり、窓ガラスへフィルムを貼る場合も同様です。



消防法令に違反すると、**行政処分**の対象となることがあります。
不特定多数の方が利用する建物で、消防用設備等^{(*)1}が未設置又
はその主たる機能が喪失している場合の建物は**ホームページ**に
公表されることがあります。

(*)1) スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・自動火災報知設備



問い合わせ先 甲府地区広域行政組合

消防本部 予防課 予防審査係 055-222-1291 甲府市伊勢三丁目8-23